

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年11月8日
 要望団体名: 国道4号一関平泉地区4車線化整備促進期成同盟会、
 広域道路・国道284号整備促進期成同盟会、
 国道342号整備促進同盟会、
 国道343号・広域幹線道路整備促進期成同盟会、
 新笹ノ田トンネル整備促進期成同盟会、
 栗原北上線県道昇格促進協議会、
 栗原北上線県道昇格整備促進期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 国道4号の4車線化拡幅整備について ① 大槻交差点から平泉バイパス南口交差点までの区間の4車線拡幅整備	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、大槻交差点から平泉バイパス南口交差点までの区間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。	B		
1 国道4号の4車線化拡幅整備について ② 高梨交差点から宮城県境までの4車線拡幅整備	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、高梨交差点から宮城県境までの区間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。	B		
2 国道284号の整備促進について ① 一関・気仙沼間道路の高規格化の早期実現	一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、これまで室根バイパスや石法華工区において、整備を進めてきたところです。 また、令和3年6月に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道284号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
<p>2 国道284号の整備促進について</p> <p>② 三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備</p>	<p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、これまで室根バイパスや石法華工区において、整備を進めてきたところです。</p> <p>また、令和3年6月に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道284号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。</p> <p>三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備については、宮城県内での整備となることから、要望があったことを宮城県へ伝えます。</p>	B		
<p>2 国道284号の整備促進について</p> <p>③ 室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置</p>	<p>要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C		
<p>3 国道342号の整備促進について</p> <p>① 白崖地区の整備促進及び宮城県境までの早期整備</p>	<p>一般国道342号については、令和4年3月に白崖地区を全線供用開始したところです。</p> <p>白崖地区の整備済区間以南から宮城県境までの区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C		
<p>3 国道342号の整備促進について</p> <p>② 大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更</p>	<p>国道の路線変更にあたっては、当該国道の持つ機能や周辺の道路網、利用形態、周辺施設の状況等を総合的に勘案し、効果的な交通ネットワークが形成されるよう、慎重な検討が必要となります。</p> <p>要望の路線についても、上記の考え方を基に、対象となる道路の整備状況や交通量の推移等を踏まえ、一関市内の道路ネットワークにおける市道との機能分担、県として管理する必要性等を総合的に判断していきます。</p>	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
<p>3 国道342号の整備促進について</p> <p>③ 冬期間通行止め区間のゴールデンウィーク前の早期解除</p>	<p>要望については、積雪量が多く、更に急勾配、急カーブが連続する区間であり、冬期間における安全な通行の確保が困難であることから、例年、11月から翌年春までの期間を冬期通行止めとしています。</p> <p>冬期通行止めについては、現地の積雪量及び雪崩などの状況等を適切に把握し、ゴールデンウィーク前の早期開通に向けた除雪に取り組んでいますので御理解をお願いします。</p>	A		
<p>4 国道343号の整備促進について</p> <p>① 新笹ノ田トンネルの早期事業化</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しています。</p> <p>また、令和3年6月に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道343号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図っていくこととしています。</p> <p>笹ノ田峠に新たなトンネルを整備することについては、大規模な事業となることが想定されることから、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	C		
<p>4 国道343号の整備促進について</p> <p>② 陸前高田市矢作町耳切・梅木地区、一ノ渡橋周辺の改良整備</p>	<p>一般国道343号の矢作町耳切・梅木地区及び一ノ渡橋周辺については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C		
<p>4 国道343号の整備促進について</p> <p>③ 一関市東山町横沢から平泉町箱石橋までの道路建設</p>	<p>一関市東山町横沢から平泉町箱石橋までの道路については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
<p>4 国道343号の整備促進について</p> <p>④ 奥州市水沢黒石町鶴城・大久保地区北上川治水対策事業と併せた兼用堤による改良整備及び藤橋の歩道設置</p>	<p>一般国道343号鶴城地区の改良整備については、国の堤防整備事業と調整を図りながら推進していくこととしています。</p> <p>国では、鶴城地区の治水対策については、堤防整備を進めることとし、令和4年8月から測量等を実施していると承知しています。</p> <p>県では、一般国道343号鶴城について、藤橋以北の県道一関北上線を含む1,800メートルの区間を「大久保～内堀工区」として令和4年度に事業化したところであり、今年度は藤橋付近の交差点設計を実施しています。</p> <p>引き続き、国の堤防計画と調整を図りながら整備推進に努めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>歩道設置については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>A : 1、 C : 1</p>		
<p>5 国道343号 新笹ノ田トンネルの早期事業化について</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しています。</p> <p>また、令和3年6月に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道343号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図っていくこととしています。</p> <p>笹ノ田峠に新たなトンネルを整備することについては、大規模な事業となることが想定されることから、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	<p>C</p>		
<p>6 (仮称)栗原北上線の県道昇格について</p>	<p>県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークのあり方を総合的に判断していきます。</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p>	<p>C</p>		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類